

21長寿第42370号
平成22年1月13日

各指定(介護予防)通所介護事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

指定(介護予防)通所介護における看護職員にかかる人員基準の取扱い等について

このことについては、平成11年9月17日付け老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知により、「看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする」とされているところです。この解釈通知について、香川県では下記の通り取り扱うことを従来から集団指導において周知してきたところですが、一部に徹底されていない状況もあることから、今回改めて通知しますので、今後、指定(介護予防)通所介護事業者にあつては、その適切な運用についてご留意をお願いします。

記

平成11年9月17日 老企第25号(厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 第3の6 1の(1)従業者の員数(居宅基準第93条)の解釈について

(問い) 平成11年9月17日 老企第25号 第3の6 1の(1)③「看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする」とは、どういう意味か?

(答え) 当該事業所で業務に従事していない場合であっても、雇用関係・拘束力を維持した上で連携が取れる状態にしておく必要があるという趣旨であり、例えば自宅で待機しているなど、事業所として看護職員について拘束力が働かない場合には、認められない。この考え方にに基づき、適切に配置すること。